

植栽、園路等の維持管理方針

1. 清掃

本件施設用地内のゴミ等を收拾する。收拾作業は休日、行事など公園の利用状況を検討の上、適切な時期に実施すること。

2. 除草

一つの連続した区域の中で段差のないように作業すること。

3. 刈草・落葉収集

樹木下枝剪定及び除草作業を行い収集する。作業区域内にすでにある落ち葉、枯れ枝についても同時に収集することとする

4. 剪定（低木）

低木の育成に必要な剪定を行うものとし、必要に応じ切り戻し剪定を行い、剪定後の美観にも留意して作業すること。

5. 剪定（中木・高木）

中・高木の育成に必要な剪定を行うものとし、必要に応じ切り戻し剪定を行い、剪定後の美観にも留意して作業すること。

6. 水路浚渫（側溝）及び集水枠清掃

水路（側溝）及び集水枠内の堆積物等を完全に除去し、良好な衛生状態及び排水機能を保つこと。

7. 防除

適切な薬剤を使用し、適切な量を散布すること。散布に際しては、事業者の責任において第三者に被害が及ばないよう細心の注意を払い、必要に応じ看板等による事前告知、作業中の表示及び立入禁止の措置をとること。